

附属書 I

亜東関係協会側の一覧表

第8条1項で言及する措置に関する留保

- 1 本表は、亜東関係協会側において、本取決めの以下の規定の対象とならない現行の措置を、第8条1項に従って定めるものである。
 - (a) 第3条
 - (b) 第4条
 - (c) 第7条

- 2 本表にはそれぞれ以下の項目内容を記載する。
 - (a) 「分野」とは、記載の対象となる一般分野をいう。
 - (b) 「小分野」とは、記載の対象となる個別分野をいう。
 - (c) 「産業分類」とは、該当する場合に専ら透明性の観点から、関連する産業分類コードに基づき、記載の対象となる活動をいう。
 - (d) 「関係する規定」では、第8条1項の中で言及され、記載の対象となる規定を特定する。
 - (e) 「権限レベル」とは、記載の対象となる措置を維持している当局のレベルを示す。
 - (f) 「措置」では、記載の対象となる現行の法律、規制又はそのほかの措置を明示する。「措置」の項目に記載される措置とは、(i) 本取決めの発効日において、改正、継続又は更新されている措置であり、(ii) 当該措置の権限の下、採用又は維持され、かつ、当該措置と整合性のある補助的な措置も含む。
 - (g) 「概要」では、第8条1項で言及される規定について、記載の対象となる現行措置の不適合な側面を説明する。

- 3 各項目の解釈に当たっては、その項目に関する全ての内容を考慮するものとする。各項目は、記載の対象となる本取決めの関連規定に照らして解釈されるものとする。「措置」は、他の全ての内容に優先するものとする。

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第4条
権限レベル	中央当局
措置	土地法(2006年6月14日改正)第17条、第18条、第19条及び第20条
概要	<p>森林保護区、漁業・水産養殖、狩猟保護区、淡水化区域、鉱床地帯、水源、軍事目的の土地、及び国境隣接地は、外国人にリース及び譲渡してはならず、また、外国人に対する担保としても使用してはならない。</p> <p>日本国民(自然人及び法人)は、台湾での土地取得について、日本の適用法令に従って日本で土地を取得する、台湾の市民権を有する者と同等の権利を有するものとする。ただし、日本国民による台湾でのかかる土地取得は、土地法第19条に規定されている目的と用途に適合し、かつ、同法第17条による制限対象とする。</p>

分野	鉱業
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	鉱業法(2003年12月31日改正)第6条
概要	鉱業権は、台湾の市民権を有する自然人、又は台湾当局の下で法人化され、登記された法人のみに与えられる。

分野	建設業
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第4条
権限レベル	中央及び地方当局
措置	建設業法(2010年5月26日改正)第69条
概要	法律又は台湾当局が調印した協定若しくは条約により別途禁止されていない限り、台湾当局による公共建設プロジェクトの契約額が10億ニュー台湾ドルを上回る場合、外国の建設会社は、現地の総合建設請負会社と共同で契約プロジェクトを遂行するものとする。

分野	エネルギー供給付帯事業
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央及び地方当局
措置	民営公益事業規制条例(2000年4月26日改正)第16条 天然ガス法(2011年2月1日改正)第4条
概要	<p>民営公益事業会社は、台湾行政院の承認がない限り、外国人を株主としてはならず、外国人に対して資金調達のためにその資産を抵当に入れてもならない。</p> <p>公共ガス事業会社の外国人持分は、合計で50%未満とする。</p> <p>台湾の市民権を持たない者は、当該会社の取締役会の発起人、取締役又は監督官としての資格がない。</p> <p>電力送配電事業は、台湾当局が所有する企業のみ営業許可が与えられる。</p>

分野	教育サービス
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央及び地方当局
措置	私立学校法(2008年1月16日改正)第82条 補習教育及び継続教育法(2004年6月23日改正)第9条
概要	<p>外国人又は日本国法により承認された外国法人は、私立学校法に従い、台湾で小学校及び中学校を設立することができない。</p> <p>成人教育(国連中央生産分類コードCPC924)及びその他教育訓練サービス(同CPC929)を提供する教育機関の校長は、地方自治体、県又は直轄市の教育当局の管轄下にある。一部の地方教育当局は、校長が台湾市民権を有する者であることを義務付けている。</p>

分野	輸送業
小分野	内陸水路輸送、及びカボタージュ
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	航業法(2002年1月30日改正)第4条 船舶法(2010年12月8日改正)第8条
概要	<p>外国船舶は、営業権がない限り、旅客及び貨物輸送のために台湾の港湾間を航行することができない。</p> <p>外国船舶は、台湾当局により別途特別に認可されている場合又は避難目的の場合を除き、当局が国際港として公表している港湾以外の港湾に停泊してはならない。</p>

分野	輸送業
小分野	海上輸送事業及び台湾旗掲揚船舶の運航
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	航業法(2002年1月30日改正)第9条 船舶法(2010年12月8日改正)第5条 船員法(2002年1月30日改正)第5条、25条及び第25-1条 外国船員雇用認可及び管理規則(2011年8月12日改正)
概要	<p>台湾当局は、下記を含む海上輸送事業及び船舶運航の規定に関わる措置を採用又は維持することができる。ただし、下記に限定されるものではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 船舶運送業者として海上輸送事業に従事を希望する者は、台湾旗を掲揚し、当局に関連書類を提出するものとする。 2. 「台湾旗を掲揚する船舶」とは、台湾の関連法に従って海運当局より認可を受け、登録された船舶をいう。船舶が登録申請できるのは次のいずれかの場合である。 <ol style="list-style-type: none"> (a)台湾当局が船舶を所有している。 (b)台湾の市民権を有する者が船舶を所有している。 (c)台湾法に基づき法人化され、台湾に主たる事務所を有する下記のいずれかの企業が船舶を所有している。 <ol style="list-style-type: none"> (1)無限責任会社—全ての株主が台湾の市民権を有している。 (2)有限責任会社—台湾の市民権を有する者が半分以上の資本を保有しており、かつ、会社を代表する権限のある取締役が台湾の市民権を有している。ただし、当該会社の船舶が国際航海に携わる場合は、台湾の市民権を有する者が保有する資本が総資本の半数を上回るものとする。 (3)合弁会社—無限責任を負う全ての株主が台湾の市民権を有している。 (4)株式会社—その取締役会会長及び半数以上の取締役が台湾の市民権を有しており、かつ、台湾の市民権を有する者が資本の半

	<p>分以上を保有している。ただし、当該会社の船舶が国際航海に携わる場合は、台湾の市民権を有する者が保有する資本が総資本の半数を上回るものとし、かつ、台湾の市民権を有する取締役の数が全取締役の人数の半数を上回るものとする。</p> <p>(5) 法人—台湾法に基づいて設立され、本店が台湾にあり、かつ、そのメンバーと法定代理人の3分の2以上が台湾の市民権を有している。</p> <p>3. 外国人船員の雇用要件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 外国人船員を雇用する台湾船の所有者又は運航者は、認可当局に申請するものとする。</p> <p>(2) A級乗組員については、甲板部及び機関部でそれぞれ、船長及び機関長以外の職位に1名の外国人船員を雇用することができる。</p> <p>(3) B級乗組員については、外国人船員の数が、船舶のB級乗組員全体の3分の2を超えてはならない。</p> <p>(4) 船員は、18歳未満であってはならない。</p> <p>(5) 外国人船員の雇用は、1年間に限定されるものとし、1回に限り1年間延長することができる。</p>
--	--

分野	輸送業
小分野	道路輸送事業
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	高速道路法(2010年1月27日改正)第35条
概要	外国人又は法人化されていない台湾の法的主体は、台湾内のバス輸送会社、市内バス輸送会社、観光バス輸送会社、及びタクシー輸送会社に投資することができない。

分野	輸送業
小分野	<p>航空輸送事業</p> <p>一般航空事業(特殊航空事業)</p> <p>有償で、観光、測量、撮影、消火活動・捜索、救急医療、運搬・吊り上げ、噴霧・散布、無人機運搬事業、ビジネスチャーター、並びに認可を受け、民間航空輸送事業会社が従事する旅客、貨物及び郵便物の航空輸送以外の事業に携わる企業</p> <p>空港グランドハンドリング事業</p> <p>ケータリング事業</p>
産業分類	
関係する規定	<p>第3条</p> <p>第7条</p>
権限レベル	中央当局
措置	民間航空法(2009年1月23日改正)第10条、第11条、第49条、第65条(第49条関連)、第74-1条、第77条(第74-1条関連)及び第81条
概要	<p>台湾の航空会社として登録された航空会社のみが、台湾内での国内航空事業において航空機を運航する(カボタージュ)ことができる。また、台湾の航空会社として、定期及び不定期の国際航空事業を行うことができる。</p> <p>台湾で登録された航空機のみが、台湾内で特殊航空事業(一般航空事業)を行うことができる。</p> <p>台湾の法人のみが、台湾内で空港グランドハンドリング事業及びケータリング事業を行うことができる。ただし、別途、協定又は他の文書による取決めで規定されている場合、外国の航空会社も台湾内で自社のグランドハンドリング及びケータリング事業を行うことができる。</p> <p>台湾の航空会社とは次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全株主が台湾の市民権を有している無限責任会社 2. 50%を超える資本を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有し、かつ、台湾の市民権を有する取締役が代表権を有している有限責任会社 3. 有限責任と無限責任の両方の株主により設立され、無限責任の株主が台湾の市民権を有している会社

4. 全株式の50%を超える株式を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有しており、会長及び半数を超える取締役が台湾の市民権を有している株式会社。ただし、外国人株主が単独で全体の25%を超える株式を保有することはできない。

「台湾登録」の航空機とは、以下の者が所有し、登録した航空機をいう。

1. 台湾市民権を有する者
2. 台湾当局の代理人
3. 台湾法に準拠して台湾に主たる事務所を有する次の法人
 - (a)台湾の市民権を有する者が全てを保有している無限責任会社
 - (b)50%を超える資本を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有し、かつ、台湾の市民権を有する取締役が代表権を有している有限責任会社
 - (c)有限責任と無限責任の両方の株主により設立され、無限責任の株主が台湾の市民権を有している会社
 - (d)全株式の50%を超える株式を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有しており、会長及び半数を超える取締役が台湾の市民権を有している株式会社。ただし、外国人株主が単独で全体の25%を超える株式を保有することはできない。
 - (e)代表者が台湾の市民権を有しているそのほかの法人

さらに、台湾の市民権を有する者及び台湾の法人、又は台湾当局の代理人が条件付きで外国から購入し、所有権の手続き中にある外国の航空機、又は6か月を超える期間の条件で外国からリースした航空機は、外国での登録が正当に抹消されている場合には、「台湾の登録」を取得することができる。ただし、購入者又は借主が、当該航空機の運航及び必要な乗員と機材の採用に責任を持つものとする。

分野	輸送業
小分野	飛行場の管理運営
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	民間航空法(2009年1月23日改正)第10条及び第29条
概要	<p>飛行場は、台湾法に準拠して台湾に主たる事務所を有し、かつ下記の規則を順守する法人が設置できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全株主が台湾の市民権を有している無限責任会社 2. 50%を超える資本を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有し、かつ、台湾の市民権を有する取締役が代表権を有している有限責任会社 3. 有限責任と無限責任の両方の株主により設立され、無限責任の株主が台湾の市民権を有している会社 4. 全株式の50%を超える株式を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有しており、会長及び半数を超える取締役が台湾の市民権を有している株式会社。ただし、外国人株主が単独で全体の25%を超える株式を保有することはできない。 5. 代表者が台湾の市民権を有しているそのほかの法人 <p>飛行場の運営者及び管理者は、台湾の市民権を有する者とする。</p>

分野	輸送業
小分野	空港の管理運営
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	民間航空法(2009年1月23日改正)第28条
概要	台湾当局が所有する空港に加え、民間の株式会社も空港を設置し、運営することができる。ただし、全体の50%を超える株式を台湾の市民権を有する者又は台湾の法人が保有し、会長及び半数を超える取締役が台湾の市民権を有するものとし、外国人株主は単独で全体の25%を超える株式を保有することはできない。

分野	通信
小分野	電気通信事業
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	電気通信法(2007年7月11日改正)第12条 衛星通信業務管理規則(2010年6月4日改正)第5条
概要	<p>第 I 種電気通信事業会社の取締役会会長は、台湾の市民権を有する者とする。</p> <p>外国人が直接保有する総株式は、49%を超えてはならず、外国人が直接及び間接保有する株式の合計は、60%を超えてはならない。</p> <p>外国人が間接保有する株式の割合は、台湾の法人が第 I 種電気通信事業会社に保有する株式の割合に、外国人が台湾の法人に保有する株式又は当該法人への払込資本の割合を乗じて算出するものとする。</p> <p>第 I 種電気通信事業会社は、会社法に準拠して法人化した株式会社とする。</p> <p>外国人が中華電信公司に直接保有する株式の総数は49%を超えてはならず、外国人が中華電信に直接及び間接保有する株式の合計は55%を超えてはならないが、この規則は、主管当局の告示により変更される場合がある。</p> <p>外国の移動衛星業務(MSS)会社は、台湾の衛星通信会社又は固定網電気通信事業の国際ネットワークビジネス(International Network Business of Fixed Network Telecommunications Services)と協業契約を結ぶことにより、サービスの提供ができるものとする。台湾の衛星通信会社又は固定網電気通信事業の国際ネットワークビジネスの代理人は、代理して、台湾でMSSを推進するものとする。</p> <p>衛星通信業務管理規則第5条1項の規定に従い、台湾でMSSを推進す</p>

	る台湾の衛星通信会社又は固定網電気通信事業の国際ネットワークビジネスは、外国のMSS会社に代わって、利用者とサービス契約を結び、外国のMSS会社と共同で、契約義務を負うものとする。
--	--

分野	通信事業
小分野	ラジオ及びテレビジョン事業
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	放送及びテレビジョン法(2006年6月14日改正)第5条及び第19条 有線ラジオ及びテレビジョン法(2007年1月29日改正)第19条、第20条、 第21条及び第43条 衛星放送法(2003年12月24日改正)第9条、第10条及び第15条
概要	<p>1. 外国投資には、以下の制限が適用される。</p> <p>(a)ラジオ放送局及びテレビ局への外国投資は禁止する。</p> <p>(b)有線ラジオ及びテレビ放送システムへの外国投資については、以下の基準を下回るものとする。</p> <p>(1)外国人株主が直接保有する株式割合:20%</p> <p>(2)直接及び間接の外国投資:60%</p> <p>(c)衛星放送事業への外国投資は発行済み株式総数の50%未満とする。</p> <p>2. 台湾で製作された番組は、以下の基準を下回ってはならない。</p> <p>(a)地上波ラジオ及びテレビ:70%</p> <p>(b)有線ラジオ及びテレビ:20%</p> <p>上記の割合は、システムオペレーターの稼働チャンネルで番組が放送されている総時間数を基準に算出するものとする。</p> <p>3. 有線ラジオ及びテレビ放送のシステムオペレーターの取締役会会長及び3分の2以上の取締役は、台湾の市民権を有する者でなくてはならない。</p> <p>4. 衛星放送会社の組織形態は、株式会社又は財団法人とする。</p> <p>5. 有線ラジオとテレビ放送の両方又はいずれか一方に従事するシステムオペレーターの組織形態は、株式会社とする。</p>

	<p>6. 台湾当局及び政党、並びにそれらの寄付で設立された財団及びそれらに委託された財団は、直接的にも間接的にも、衛星放送事業、ラジオ放送／テレビ、有線ラジオ／テレビ放送システムに投資してはならない。</p> <p>7. 有線ラジオ／テレビのシステムオペレーター、その関連会社、及びそのシステムオペレーターが直接又は間接的に支配するシステムオペレーターについて、以下が適用されるものとする。</p> <p>受信契約者の数が、台湾での総受信契約者数の3分の1を超えないものとする。</p> <p>1 つの行政区域内でシステムオペレーターの数が、全システムオペレーターの半数を超えないものとする。</p> <p>ただし、この制限は、行政区域内にシステムオペレーターが1社しかない場合は適用されないものとする。</p> <p>システムオペレーターの数は、台湾における全システムオペレーターの3分の1を超えないものとする。</p> <p>8. 台湾でサービス業務を行う外国の衛星放送会社は、台湾に支店を設立するものとする。台湾で番組供給業務を行う外国の衛星放送会社は、台湾に支店又は代理店を設けるものとする。</p>
--	---

分野	健康関連及び社会サービス
小分野	病院サービス
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	<p>医師法(2009年5月13日改正)第41-3条 薬剤師法(2011年1月26日改正)第41-3条 理学療法士法(2007年1月29日改正)第58-2条 作業療法士法(2007年1月29日改正)第58-1条 医学研究所技術者法(2007年1月29日改正)第60-1条 医用放射線技術者法(2007年1月29日改正)第60-1条 栄養士法(2004年5月5日改正)第55条 歯科技工士法(2009年1月23日改正)第55条 看護師法(2007年1月29日改正)第17条及び第55-3条 助産師法(2003年7月2日改正)第59条 聴覚士法(2009年1月23日改正)第57条 言語療法士法(2008年7月2日改正)第57条 精神分析医法(2011年11月21日改正)第60条 医療法(2009年5月20日改正)第3条、第4条、第5条、第43条及び第50条</p>
概要	<p>1. 医療サービス</p> <p>医療サービスは、台湾当局が発行する医療免許を有する者が提供するものとする。診療免許を取得した後、外国人を病院に雇用することができる。ただし、外国人は、診療所、薬局、理学療法診療所、作業療法診療所、臨床検査所、医用放射線診療所、歯科技工所、看護学校、助産学校、聴覚療法診療所、言語療法診療所、心理療法診療所、心理カウンセリング診療所を設立することはできない。</p> <p>2. 病院サービス</p> <p>(a)医療法人</p> <p>医療法人の理事は、9~15名とし、3分の1以上が医師免許を有する者又はそのほかの医療関係者とする。</p>

	<p>外国人は、理事総数の3分の1以下とする。血族又は他理事の3親等以内の姻族は、理事総数の3分の1以下とする。</p> <p>理事は、理事会に自ら出席するものとし、代理人に代行させてはならない。</p> <p>(b)医療会社</p> <p>医療会社の取締役は、3～9名とし、3分の2以上が医師又はそのほかの医療関係者とする。</p> <p>外国人は、取締役総数の3分の1以下とする。さらに、外国人は、会長になることができない。</p> <p>医療会社は、監察人を設けるものとし、その人数は取締役数の3分の1を超えないものとする。</p> <p>監察人は、取締役又は従業員を兼任しないものとする。</p> <p>取締役は、自ら取締役会に出席するものとし、代理人に代行させてはならない。</p> <p>3. 看護サービス</p> <p>看護師資格試験に合格し、かつ看護師免許を有する外国人及び華僑は、台湾で看護師の仕事を行うことができる。</p> <p>看護師資格試験に合格し、かつ看護師免許及び上級看護師資格を有する外国人及び華僑は、台湾で看護学校を開設することができる。</p> <p>病院付属の民間の看護学校は、医療法人又は医療会社のみが設立することができるが、理事会の3分の2以上が台湾の市民権を有する者とする。外国人は、医療会社の会長になることができない。</p>
--	--

分野	漁業及び水産養殖業
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	漁業法(2008年1月9日改正)第5条
概要	台湾の市民権を有する者のみが、漁業者(水産養殖事業に携わる業者を含む)としての資格を有する。ただし、外国人が、中央の所管官庁から台湾の漁業者と共同で漁業を営む認可を得た場合はこの限りではない。

分野	農業、畜産業及び林業
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	外国人投資条例(1997年11月19日改正)第7条 華僑及び外国人による投資の禁止項目及び制限項目(2008年5月16日改正)
概要	<p>林業、樹木伐採業及び狩猟業への外国投資は禁止する。</p> <p>外国からの投資が条件付きで制限されているそのほかの産業は下記のとおりである。申請は、台湾の農業委員会(COA)の承認を受ける必要があり、個別に判断される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業 <ul style="list-style-type: none"> 米、食用作物、特用作物、野菜、果実、キノコ、サトウキビ、花その他農産物及び園芸作物の栽培 2. 畜産業 <ul style="list-style-type: none"> 牛、豚、鶏、鴨その他家畜の飼育

分野	公益宝くじ
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第4条
権限レベル	中央当局
措置	公益宝くじ発行法(2008年5月28日改正)第4条
概要	公益宝くじは、所管官庁により指定された銀行が発行するものとする。「銀行」とは、台湾の銀行法の規定に従って設立され、登録された組織体をいう(外国の法律に従って設立され、法人化された銀行は、台湾の会社法と銀行法に従って台湾当局によって承認され、台湾で支店として事業登録されていても含まれない)。

分野	娯楽、文化及びスポーツ事業
小分野	図書館、文書館、博物館その他文化事業
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
権限レベル	中央当局
措置	文化資産保存法(2005年2月5日改正)第46条 史跡発掘要件管理規則(2005年12月30日改正)第10条
概要	<p>外国人は、台湾の史跡を調査及び発掘することができない。ただし、台湾当局の事前承認を得た場合、外国人は、かかる調査及び発掘を行うために台湾の科学研究機関又は専門機関に協力することができる。</p> <p>外国人と台湾の科学研究機関又は専門機関が遂行する共同発掘プロジェクトの運営に際し、台湾側の代表者が常にプロジェクトの主任コーディネーターに指名されるものとする。出土した埋蔵物など、プロジェクトで集められる全ての元データは、適切に保存されなければならない。かかるデータを海外に持ち出すこと、又は輸送することは固く禁じられている。ただし、台湾当局の事前承認を得た場合は、必要な科学的分析を行うために、海外に持ち出すことができる。</p>

分野	ビジネスサービス
小分野	専門職サービス
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央及び地方当局
措置	公証人法(2009年12月30日改正)第24条及び第25条 地政士法(2011年6月15日改正)第4条
概要	1. 公証人は、台湾の市民権を有する者とする。 2. 台湾の市民権を有し、「地政士」の資格を持つ者のみが、地政士として活動することができる。

分野	娯楽、文化及びスポーツ事業
小分野	娯楽事業
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	外国人投資条例(1997年11月19日改正)第7条 華僑及び外国人による投資の禁止項目及び制限項目(2008年5月16日改正)
概要	外国人は、ホスト又はホステスが客に対して個別に性的興奮や誘惑を伴うサービスを提供する娯楽施設に投資することはできない。台湾ではホスト又はホステスによるサービスは、特定の喫茶店、舞踏場、ダンスホールのワインショップ、バー、カラオケルームなどで提供される。

分野	金融業
小分野	銀行その他の金融業
産業分類	
関係する規定	第3条 第4条
権限レベル	中央当局
措置	外国銀行支店及び駐在員事務所管理規則(2009年12月11日改正)第2条、第3条、第5条、第14条、第19-1条、第19-2条及び第19-3条 商業銀行設立管理基準(2010年2月4日改正)第4条 オフショア金融業務法(2010年6月9日改正)第3条 オフショア金融業務法施行規則(2003年12月2日改正)第4条及び第7条
概要	<p>外国銀行支店及びオフショア金融業務支店</p> <p>1. 開設</p> <p>次の基準に合致する外国銀行は、台湾に支店開設認可の申請をすることができる。</p> <p>1. 過去5年間、重大な規制違反を起こしていない。</p> <p>2. 申請前の1年以内に、資本又は資産規模で世界上位500行に入っている。または、申請前の3暦年で、台湾の銀行及び企業又はそのいずれか一方と、総額10億米ドルを超える取引があり、そのうち1億8,000万米ドル以上が中長期融資である。台湾と当該銀行の本国との間の経済貿易協定又はそのほかの文書による取決めに特別な規定がある場合は、かかる規定が優先するものとする。</p> <p>2. 運転資金</p> <p>台湾に支店開設を認められた外国銀行が、個人から受け入れる預金額として150万ニュー台湾ドル未満を予定し、かかる口座数が500件を超え、かつ、150万ニュー台湾ドル未満の個人預金の総額が、銀行が受け入れるニュー台湾ドル建ての預金総額の1%を超える場合には、最低2億5,000万ニュー台湾ドルの運転資金を充当するものとする。外国銀行が、小口預金業務を行う予定がない場合、又は小口預金業務が上記に定める基準に届かない場合、最低2億ニュー台湾ドルの運転資金をその支店に充当するものとする。</p>

オフショア金融業務法第3条2項及び3項に規定されている外国銀行は、オフショア金融業務支店の開設を承認された後、台湾での業務のために、最低200万米ドルの運転資金を充当するものとする。

オフショア金融業務法第3条

次の種類の銀行は、その本店を通して、国際金融業務を行うための独立した勘定を持つオフショア金融業務支店の開設承認を得るために、所管官庁に申請することができる。

1. 台湾で外国為替業務に携わることを台湾中央銀行(CBC)が認可した外国銀行
2. 台湾に駐在員事務所を設置することを認可された外国銀行
3. 所管官庁が認可した信頼のある外国銀行
4. 外国為替業務に携わることをCBCが認可した台湾の銀行

3. ニュー台湾ドル(NTD)建てでの与信枠

外国銀行支店が同一の法人、関係当事者又は関係事業体に供与できるNTD建てでの与信枠は、それぞれ、70億ニュー台湾ドル又は銀行法第33-3条1項により所管省庁が定める制限に従って算出される金額のいずれか高い方を限度とする。外国銀行支店が同一の自然人に供与できるNTD建てでの与信枠は、15億ニュー台湾ドル又は銀行法第33-3条1項により所管官庁が定める制限に従って算出される金額のいずれか高い方を限度とする。

外国銀行支店に準用される認可規定に従って算出される「純資産」とは、確定決算を経た前事業年度における外国銀行支店の純資産をいう。

4. 適格資産

個人から受け入れる預金額が150万ニュー台湾ドル未満であって、かかる口座数が500件を超え、かつ、150万ニュー台湾ドル未満の個人預金の総額が、支店が受け入れるNTD建ての預金総額の1%を超える外国銀行支店については、かかる支店の適格資産の保有総額を支店が受け入れるNTD建ての預金総額の40%以上とする。小口預金業務を行わない、又は小口預金業務が上記に定める基準に届かない外

国銀行支店については、かかる支店の適格資産の保有総額は、支店が受け入れるNTD建ての預金総額の15%以上とする。

5. 財務比率

個人から受け入れる預金額が150万ニュー台湾ドル未満であって、かかる口座数が500件を超え、かつ、150万ニュー台湾ドル未満の個人預金の総額が、銀行が受け入れるNTD建ての預金総額の1%を超える外国銀行支店については、かかる支店のNTD建て貸付残高に対するNTD建て預金の比率を50%以上とする。

個人から受け入れる預金額が150万ニュー台湾ドル未満であって、かかる口座数が500件を超え、かつ、150万ニュー台湾ドル未満の個人預金の総額が、支店が受け入れるNTD建ての預金総額の1%を超える外国銀行支店については、かかる支店のNTD建て貸付残高を確定決算を経た前事業年度の純資産の20倍以下とする。小口預金業務を行わない、又は小口預金業務が上記に定める基準に届かない外国銀行支店については、かかる支店のNTD建て貸付残高を確定決算を経た前事業年度の純資産の30倍以下とする。

個人から受け入れる預金額が150万ニュー台湾ドル未満であって、かかる口座数が500件を超え、かつ、150万ニュー台湾ドル未満の個人預金の総額が、支店が受け入れるNTD建ての預金総額の1%を超える外国銀行支店については、かかる支店の貸付を除く与信残高を確定決算を経た前事業年度の純資産の15倍以下とする。小口預金業務を行わない、又は小口預金業務が上記に定める基準に届かない外国銀行支店については、かかる支店の貸付を除く与信残高を確定決算を経た前事業年度の純資産の20倍以下とする。

外国銀行駐在員事務所

次の基準に合致する外国銀行は、台湾に駐在員事務所開設の申請をすることができる。

1. 過去3年間、重大な規制違反を起こしていない。
2. 申請前の1年以内に、資本又は資産規模で世界上位1000行に入っている。または、申請前の3歴年で、台湾の銀行及び企業と総額3億

米ドルを超える取引がある。台湾と当該銀行の本国との間の経済貿易協定又はそのほかの文書による取決めに特別な規定がある場合は、かかる規定が優先するものとする。

外国銀行子会社

以下の事柄を満たし、現地銀行のほぼ全ての事業及び資産と負債を吸収合併又は買収する外国金融機関は、商業銀行の設立を申請することができる。

1. 当該外国金融機関が、台湾の金融持株会社法第23条に従って、所管官庁から商業銀行設立の認可を得ている。
2. 当該外国金融機関は、経営難の金融機関のほぼ全ての事業及び資産と負債を吸収合併又は買収した後、法令、協定又は文書による取決めに従って、所定期間内に商業銀行を設立するものとする。

下記記載のその他の世界貿易機関(WTO)加盟国に対する条件は、本取決めに適用されない。

1. パナマ共和国と台湾当局との自由貿易協定の附属書VI「台湾当局のリスト」C項
2. ニカラグア共和国と台湾当局との自由貿易協定の附属書12.09.2「具体的な義務」B項(台湾当局)

分野	金融業
小分野	証券
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	華僑及び外国人の証券投資管理規則(2006年3月23日改正)第2条、第4条、第10条、第16条、第17条、第18条、第21条及び第23条 中華民国証券店頭売買センター(GTSM)での証券取引に関するGTSM規則(2011年8月1日改正)第35-1条
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 華僑及び外国人は、オフショア受益権証券、国内証券、外国社債、外国預託証券又は外国株式には投資することができるが、投資一任業務を行うために、国内の証券投資顧問会社又は証券投資信託会社を指定すること(信託関係は含まれない)はできない。 2. 華僑及び台湾外の外国人による投資範囲は、上記の証券投資管理規則第4条に規定されているものに限定されるものとする。特定の産業については、そのほかの準拠法令に従い、華僑又は外国人による持分割合を制限している。 3. 上記の証券投資管理規則第4条に記載されている証券を購入するために台湾に送金された資金がまだ投資されていない場合、行政院金融監督管理委員会(FSC)は、外国為替業務の所管官庁と協議の上、かかる資金の利用を制限することができる。現行の制限は、台湾に送金された資金総額の30%である。 4. 台湾の証券に投資する華僑又は台湾外の外国人は、保管サービスの提供、保管機関としての業務遂行、及びニュー台湾ドルの口座開設申請のための現地代理人の指定について、FSCから認可を得た証券保管銀行を指定するものとする。かかる口座開設の指定代理人は、台湾の証券会社又は金融機関でなければならない。 5. さらに、台湾の証券に投資する華僑及び外国人は、台湾証券取引所(TWSE)に登録を申請するものとする。

	<p>6. 公開企業の株式を保有している華僑又は外国人は、議決権行使のために現地代理人又は代表を指名するものとし、委任状勧誘者又は代理エージェントに委任状を渡してはならない。</p> <p>7. 華僑又は台湾外の外国人は、有価証券の信用取引や空売り、融資、担保差入、証券保管機関又は証券集中保管機関以外の法人又は個人に対する証券保管の委託を行なってはならない。</p> <p>8. FSCは、必要に応じ、華僑又は台湾外の外国人に対し、投資資金の受益者リスト、資金の額、その出所、及び関連情報の提出を求めることができる。</p> <p>9. 華僑又は外国人が店頭取引市場(OTC)に投資し、当該有価証券が、関連する産業の所管省庁が定める投資保有比率の対象となっている場合には、当該有価証券については、非公式に価格交渉するのではなく、OTCの集中取引システムを通して取引するものとする。</p>
--	---

分野	金融業
小分野	証券会社及び証券サービス企業
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	証券会社設立に関する基準(2009年6月16日改正)第28条、第29条及び第33-1条
概要	<p>台湾に支店を開設する外国証券会社は、次の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者は、申請する事業分野において、十分な国際証券業務の経験を有し、かつ財務状態が健全である。 2. 申請者は、直近の2年間、本国の証券規制当局による行政処分を受けていない。 <p>台湾に支店開設を申請する外国証券会社は、運転資金を預託しなければならない。当該資金は、関連規則に定められた金額を下回ってはならないものとする。</p> <p>台湾に駐在員事務所を開設しようとする外国証券会社は、次の必要条件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者は、十分な国際証券業務の経験を有している。 2. 申請者は、直近の1年間、本国の証券規制当局による業務停止処分又はそれ以上に厳しい行政罰を受けたことがない。

分野	金融業
小分野	先物
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	華僑及び外国人による先物取引の注意事項(2010年9月21日改正)
概要	<p>華僑又は外国人は、先物取引に従事する場合、次のことを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 台湾の台湾先物取引所(TAIFEX)又は台湾証券取引所(TWSE)に申請し、登録のための関係書類を提出する。 2. 台湾内の代理人又は代表者に対し、口座開設、権利行使、外国為替決済の申請、税金の申告と支払を代行するように委任する。 3. FSCが、保管サービスの提供、保管機関としての業務遂行、先物取引関連事項(清算、決済及び関係情報の報告など)への対応を認可している銀行を指定する。 4. 台湾の先物取引を行う華僑又は台湾外の外国人は、台湾のTAIFEXが承認した外貨で取引を行うものとし、資金をニュー台湾ドルに交換してはならない。先物取引から生じるニュー台湾ドルでの累積実現利益に起因するニュー台湾ドルの残高は、トレーダー1人又は共同勘定1つにつき3億ニュー台湾ドルを超えてはならない。規定の上限を超えた場合、華僑又は外国人の代理人は、5営業日以内に先物取次業者を指定して、米ドルに交換するものとする。外国の先物取引を行う華僑又は台湾外の外国人は、外貨で取引を行うものとし、資金をニュー台湾ドルに交換してはならない。

分野	金融業
小分野	先物取次業者及び先物サービス企業
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	先物取次業者設立に関する基準(2007年10月2日改正)第19条、第20条及び第40条
概要	<p>台湾に支店を開設する先物取次業者は、次の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 台湾のFSCが公表している外国先物取引所において清算参加者としての資格がある。 2. 申請者は、認可を申請している事業分野で国際先物業務の経験を有し、財務状態が健全である。 3. 過去1年以内に、本国の管轄域で、関連する先物規制当局又は自主規制組織により罰則を科されていない。 <p>外国先物取次業者、外国証券会社又は外国金融機関は、認可を申請する事業分野に応じて、台湾の事務所が運用に利用する規定の金額を用意するものとする。</p> <p>FSCは、外国先物顧問会社、外国マネージド・フューチャーズ会社(例えば日本の商品投資顧問会社:CTA)と外国の先物信託会社(例えば日本の先物運用管理会社:CPO)、又は外国先物ファンド管理会社が台湾に支店を開設することを現在まで認めていない。</p> <p>FSCは、外国先物ファンド管理会社が台湾で先物(信託)を募集することを現在まで認めていない。</p>

分野	金融業
小分野	保険及び保険関連事業
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	外国保険会社設立及び管理規則(2009年2月23日改正)第6条、第7条及び第27-1条
概要	<p>● 支店</p> <p>保険業務を行うために、台湾に支店開設の許可を申請する外国保険会社は、最低限、次の基準を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業績が良好で、直近3年間の財務状態が健全であること。 2. 過去3年間に重大な規制違反によって罰則を科された記録がなく、申請者の本国の所管省庁が発行する証明書によって証明されること。申請者が設立3年未満の場合には、設立以降、重大な規制違反によって罰則を科された記録がないこと。 <p>上記1で言及されている外国保険会社の設立が3年未満の場合、当該会社は、台湾内に設置された駐在員事務所を少なくとも1年間運営し、かつ次の基準のうちの1つを満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 払込資本金が20億ニュー台湾ドルを超えていること。 2. 信用格付が、スタンダード・アンド・プアーズでA-以上、ムーディーズ・インベスター・サービスでA3以上、フィッチ・レーティングズでA以上、中華信用評等でtwA+以上であること、又は所管省庁が認めたそのほかの格付機関から同等ないしそれ以上の格付を得ていること。 <p>外国保険会社の本社は、事業計画に基づき、総額5000万ニュー台湾ドル以上の最小運転資金を確保し、かつ財務当局に運転資金の15%に相当する金額の保証金を納めるものとする。</p> <p>● 駐在員事務所</p> <p>台湾に駐在員事務所の開設許可を申請する外国保険会社は、最低限、次の基準を満たすものとする。</p>

	<p>1. 信用格付が、スタンダード・アンド・プアーズでA-以上、ムーディーズ・インベスター・サービスでA3以上、フィッチ・レーティングズでA以上、中華信用評等でtwA+以上であること、又は所管省庁が認めたそのほかの格付機関から同等ないしそれ以上の格付けを得ていること。</p> <p>2. 直近3年間に重大な規制違反によって罰則を科された記録がなく、申請者の本国の所管省庁が発行する証明書で証明されること。申請者が設立3年未満の場合には、設立以降、重大な規制違反によって罰則を科された記録がないこと。</p> <p>外国保険会社は、台湾に駐在員事務所を一カ所に限って設けることができる。</p>
--	--

分野	金融業
小分野	保険仲介
産業分類	
関係する規定	第3条
権限レベル	中央当局
措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険代理人に関する規則(2011年2月25日改正)第40条、第43条及び第45条 2. 保険仲介人に関する管理規則(2011年2月25日改正)第41条、第44条及び第46条 3. 保険鑑定人に関する規則(2011年2月25日改正)第38条、第41条及び第43条
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管省庁は、必要に応じ、外国保険代理人、仲介人及び鑑定人の会社が、本国で営んでいるものと同種の事業を行うために、台湾に支店を開設することを許可することができる。 2. 外国保険代理人、仲介人及び鑑定人の会社が台湾に設立した支店の最小運転資金は300万ニュー台湾ドルとし、かつ、運転資金の15%を保証金として納めるものとする。ただし、納入する保証金は60万ニュー台湾ドルを下回らないものとする。 3. 台湾で事業を行うために支店を開設する外国保険代理人、仲介人及び鑑定人の会社は、その業務を行うために必要なものと同種の代理人営業許可証を保有する者を最低1名雇用するものとする。 4. 海上保険鑑定人は、その業務を行なうために、外国における同種の営業許可証、又は所管官庁が承認した証明書を保有する者を最低1名雇用することができる。

附属書Ⅱ

亜東関係協会側の一覧表

第8条2項で言及する措置に関する留保

4. 本表は、亜東関係協会側において、本取決めの以下の規定に適合しない現行の措置を継続する、又は新規もしくは制限を強化した措置を採用する可能性がある特定分野、小分野又は活動に関して亜東関係協会が行う留保を、第8条2項に従って定めるものである。
 - (a) 第3条
 - (b) 第4条
 - (c) 第7条

5. 本表には以下の項目内容を記載する。
 - (a)「分野」とは、記載の対象となる一般分野をいう
 - (b)「小分野」とは、記載の対象となる個別分野をいう。
 - (c)「産業分類」とは、該当する場合に専ら透明性の観点から、関連する産業分類コードに基づき、記載の対象となる活動をいう。
 - (d)「関係する規定」では、第8条1項の中で言及され、記載の対象となる規定を特定する。
 - (e)「概要」では、記載の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を説明する。
 - (f)「現行の措置」では、透明性の観点から、記載の対象となる分野、小分野又は活動に適用される現行の措置を明示する。

6. 各項目の解釈に当たっては、その項目に関する全ての内容を考慮するものとする。「概要」の内容が、他の全ての内容に優先するものとする。

1

分野	社会事業サービス
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
概要	台湾当局は、法の執行及び矯正に係るサービス並びに公共目的で創設又は維持される社会事業サービスに関する措置を採用又は維持することができる。かかる社会事業サービスの範囲とは、社会福祉(生活保護、社会扶助、福祉サービス、住民の雇用、社会保障又は社会保険、医療・健康管理を含むがこれに限定されない)及び初等・前期中等教育である。

2

分野	先住民関連分野
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
概要	台湾当局は、先住民に権利又は特恵を与える措置を採用又は維持することができる。

分野	賭博
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第4条 第7条
概要	台湾当局は、賭博又は賭け金が絡む活動の営業に関する措置を採用又は維持することができる。

4

分野	全分野
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第7条
概要	台湾当局は、社会的又は経済的に不利な立場にあるマイノリティーに付与される権利又は特惠に関する措置を採用又は維持することができる。

分野	全分野
小分野	
産業分類	
関係する規定	第4条
概要	<p>台湾当局は、本取決めの発効日より前に有効となっている協定又はそのほかの文書による取決めの対象国に差別待遇を付与する措置を採用又は維持することができる。</p> <p>台湾当局は、以下の分野に関して、本取決めの発効日より後に有効となる協定又はそのほかの文書による取決めの対象国に差別待遇を付与する措置を採用又は維持することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空 2. 漁業 3. 海難救助を含む海事 4. 金融業務

分野	郵便サービス
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条
措置	郵政法(2002年7月10日改正)第6条
概要	<p>郵便書簡、郵便葉書又はそのほかの通信文を配達する業務は、台湾当局が所有する中華郵政公司がその権利を有する。台湾の郵政法第6条により、中華郵政及びこれに委託された者は別として、他のいかなる者も、郵便書簡、郵便葉書又はそのほかの通信文の配達業務を行うことができない。</p> <p>荷物に関する不在配達通知書の配達は例外として、前述のとおり、いかなる運送業者も郵便物を配達することはできない。</p>

分野	次の公共建設事業への民間参加 1. 交通施設及び共同溝 2. 環境汚染防止施設 3. 下水道、給水及び水域保全施設 4. 公衆衛生及び医療施設 5. 社会福祉及び労働福祉施設 6. 教育文化施設 7. 大規模観光施設 8. 電力施設及び公共ガス・燃料供給施設 9. スポーツ施設 10. 公園施設 11. 大規模産業・商業・高度技術施設 12. ニュータウン開発 13. 農業施設
小分野	
産業分類	
関係する規定	第3条 第4条 第7条
権限レベル	中央及び地方当局
措置	公共建設事業への民間参加促進法(2001年10月31日改正)第3条 公共建設への民間参加促進法施行規則(2010年6月7日改正)第2条乃至第19-1条
概要	台湾当局は、公共建設事業への民間参加促進法第3条、公共建設への民間参加促進法施行規則第2条乃至第19-1条に関連する免許に関わる措置、及びこれに関係する再交渉又は現行免許の更新に関わる措置を採用又は維持することができる。